

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄

令和 9 年度大学入学者選抜実施要項及び大学院入学者選抜実施要項等について（通知）

標記の要項について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおり合意されましたので通知します。

令和 9 年度大学入学者選抜実施要項について、前年度からの主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

- ・入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に鑑み、面接による評価を必ず行うこととしたこと。
※高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる非公募型の学校推薦型選抜であって合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験するものについては、大学の実情に応じて面接の要否を判断することができる。
※令和 8 年度に既に実施されていた選抜区分であって、令和 9 年度大学入学者選抜から面接を導入することが難しいものについては、遅くとも令和 11 年度大学入学者選抜までに面接を導入する。
- ・文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、言語能力及び数理的思考力の育成に配慮することとしたこと。
- ・「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」（令和 7 年 6 月 26 日付け 7 文科高第 491 号高等教育局私学部長通知）に係る記載を追記したこと。
- ・不正行為の防止のため、本人確認を適正に行うことやオンライン試験に関する留意事項等を追記したこと。

また、大学院入学者選抜実施要項の主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

- ・不正行為の防止のため、大学院入学者選抜業務全般に係る全学的な体制の構築や、本人確認、オンライン試験に関する留意事項等を追記したこと。

令和8年度大学入学者選抜については、一部の大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜において、2月1日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられました。これを受け、大学入学者選抜協議会により各国公私立大学長に対する「大学入学者選抜実施要項の遵守についてのお願い」が取りまとめられましたので別添のとおり通知します。

各大学においては、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者により合意された別紙の要項の趣旨を十分に踏まえ、大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、本件について、十分な周知をお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課 大学入試室入試第一係
難波、金子

T E L : 03-5253-4111 (内線 4904)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp